

昭和三十二年法律第六百六十六号  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制  
に関する法律

目次  
第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 製鍊の事業に関する規制（第三条—第十二条の七）  
第三章 加工の事業に関する規制（第十三条—第第二十二条の九）

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

第一節 試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条—第四十三条の三）

第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第四十三条の三の五—第十三条の三の三十五）

第三節 貯蔵の事業に関する規制（第四十三条の四—第十五条の二）

第四節 再処理の事業に関する規制（第四十四条—第五十一条）

第五節 貯蔵の事業に関する規制（第四十三条の四—第十五条の二十八）

第六節 指定廃棄物埋設区域に関する規制（第五十一条—第五十二条の二十七—第五十一条の三十四）

第七節 核燃料物質の使用等に関する規制（第五十二条の二—第五十二条の二十六）

第八節 核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条の二—第五十七条の六）

第一節 核燃料物質の使用等に関する規制（第五十七条の七）

第九章 原子力事業者等の責務（第五十七条の八）

第十章 原子力事業者等に関する規制等（第五十八条—第六十一条の二）

第十一章 原子力規制検査に基づく監督（第六十一条の二の二）

第十二章 國際規制物資の使用等に関する規制等（第六十一条の二）

第一節 國際規制物資の使用等に関する規制（第六十一条の三—第六十一条の九）

第二節 指定情報処理機関（第六十一条の十—第六十一条の二十三）

附則 第一章 総則

第二章 製鍊の事業に関する規制

第三章 製鍊の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の指定を受けなければならない。

第四章 第二項第二号に規定する加工施設、第二十三条第

第五章 第二項第二号に規定する試験研究用等原子炉施

第六章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第七章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第八章 第二項第二号に規定する使用施

第九章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第十章 第二項第二号に規定する使用施

第十一章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第十二章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第十三章 雜則（第六十二条—第七十六条）

第十四章 罰則（第七十七条—第八十四条）

第十五章 外國船舶に係る担保金等の提供による積放等（第八十五条—第八十九条）

第十六章 第二項第二号に規定する製鍊施設、第十三条第

第十七章 第二項第二号に規定する加工施設、第二十三条第

第十八章 第二項第二号に規定する試験研究用等原子炉施

第十九章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第二十章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第二十一章 第二項第二号に規定する使用施

第二十二章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第二十三章 第二項第二号に規定する使用施

第二十四章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第二十五章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第二十六章 第二項第二号に規定する使用施

第二十七章 第二項第二号に規定する試験研究用等原子炉施

第二十八章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第二十九章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第三十章 第二項第二号に規定する使用施

第三十一章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第三十二章 第二項第二号に規定する使用施

第三十三章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第三十四章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第三十五章 第二項第二号に規定する使用施

第三十六章 第二項第二号に規定する試験研究用等原子炉施

第三十七章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第三十八章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第三十九章 第二項第二号に規定する使用施

第四十章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第四十一章 第二項第二号に規定する使用施

第四十二章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第四十三章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第四十四章 第二項第二号に規定する使用施

第四十五章 第二項第二号に規定する試験研究用等原子炉施

第四十六章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第四十七章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第四十八章 第二項第二号に規定する使用施

第四十九章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第五十章 第二項第二号に規定する使用施

第五十一章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第五十二章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第五十三章 第二項第二号に規定する使用施

第五十四章 第二項第二号に規定する試験研究用等原子炉施

第五十五章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第五十六章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第五十七章 第二項第二号に規定する使用施

第五十八章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第五十九章 第二項第二号に規定する使用施

第六十章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第六十一章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第六十二章 第二項第二号に規定する使用施

第六十三章 第二項第二号に規定する試験研究用等原子炉施

第六十四章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第六十五章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第六十六章 第二項第二号に規定する使用施

第六十七章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第六十八章 第二項第二号に規定する使用施

第六十九章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第七十章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第七十一章 第二項第二号に規定する使用施

第七十二章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第七十三章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第七十四章 第二項第二号に規定する使用施

第七十五章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第七十六章 第二項第二号に規定する使用施

第七十七章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第七十八章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第七十九章 第二項第二号に規定する使用施

第八十章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第八十一章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第八十二章 第二項第二号に規定する使用施

第八十三章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第八十四章 第二項第二号に規定する使用施

第八十五章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第八十六章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第八十七章 第二項第二号に規定する使用施

第八十八章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第八十九章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第九十章 第二項第二号に規定する使用施

第九十一章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第九十二章 第二項第二号に規定する使用施

第九十三章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第九十四章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第九十五章 第二項第二号に規定する使用施

第九十六章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第九十七章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第九十八章 第二項第二号に規定する使用施

第九十九章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百章 第二項第二号に規定する使用施

第一百零一章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百零二章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百零三章 第二項第二号に規定する使用施

第一百零四章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百零五章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第一百零六章 第二項第二号に規定する使用施

第一百零七章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百零八章 第二項第二号に規定する使用施

第一百零九章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百一十章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百一十一章 第二項第二号に規定する使用施

第一百一十二章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百一十三章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第一百一十四章 第二項第二号に規定する使用施

第一百一十五章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百一十六章 第二項第二号に規定する使用施

第一百一十七章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百一十八章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百一十九章 第二項第二号に規定する使用施

第一百二十章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百二十一章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第一百二十二章 第二項第二号に規定する使用施

第一百二十三章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百二十四章 第二項第二号に規定する使用施

第一百二十五章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百二十六章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百二十七章 第二項第二号に規定する使用施

第一百二十八章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百二十九章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第一百三十章 第二項第二号に規定する使用施

第一百三十一章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百三十二章 第二項第二号に規定する使用施

第一百三十三章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百三十四章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百三十五章 第二項第二号に規定する使用施

第一百三十六章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百三十七章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第一百三十八章 第二項第二号に規定する使用施

第一百三十九章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百四十章 第二項第二号に規定する使用施

第一百四十一章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百四十二章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百四十三章 第二項第二号に規定する使用施

第一百四十四章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百四十五章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第一百四十六章 第二項第二号に規定する使用施

第一百四十七章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百四十八章 第二項第二号に規定する使用施

第一百四十九章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百五十章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百五十一章 第二項第二号に規定する使用施

第一百五十二章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百五十三章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第一百五十四章 第二項第二号に規定する使用施

第一百五十五章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百五十六章 第二項第二号に規定する使用施

第一百五十七章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百五十八章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百五十九章 第二項第二号に規定する使用施

第一百六十章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百六十一章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第一百六十二章 第二項第二号に規定する使用施

第一百六十三章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百六十四章 第二項第二号に規定する使用施

第一百六十五章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百六十六章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百六十七章 第二項第二号に規定する使用施

第一百六十八章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百六十九章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第一百七十章 第二項第二号に規定する使用施

第一百七十一章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百七十二章 第二項第二号に規定する使用施

第一百七十三章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百七十四章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百七十五章 第二項第二号に規定する使用施

第一百七十六章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百七十七章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

第一百七十八章 第二項第二号に規定する使用施

第一百七十九章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百八十章 第二項第二号に規定する使用施

第一百八十一章 第二項第二号に規定する廃棄物貯蔵施設、第四十四

第一百八十二章 第二項第二号に規定する再処理施設、第五十

第一百八十三章 第二項第二号に規定する使用施

第一百八十四章 第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び

第一百八十五章 第二項第二号に規定する廃棄物管理施設並

行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

(変更の許可及び届出)

**第六条** 第三条第一項の指定を受けた者(以下「製鍊事業者」という。)は、同条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を变更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子弹規制委員会の許可を受けなければならない。

ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを变更しようとするときは、この限りでない。

製鍊事業者は、第九条第一項に規定する場合を除き、第三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を变更したときは、变更の日から三十日以内に、その旨を原子弹規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを变更したときも、同様とする。

3 第四条の規定は、第一項の許可に準用する。  
(事業開始等の届出)

**第七条** 製鍊事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子弹規制委員会に届け出なければならない。

(合併及び分割)

**第八条** 製鍊事業者である法人の合併の場合(製鍊事業者である法人と製鍊事業者でない法人が合併する場合において、製鍊事業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る製鍊の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について原子弹規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により製鍊の事業の全部を承継した法人は、製鍊事業者の地位を承継する。

2 第四条第一号及び第三号並びに第五条の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

**第九条** 製鍊事業者について相続があつたときは、相続人は、製鍊事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により製鍊事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その

行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち心身の故障によりその業務を行ふうに前三号のいずれかに該当する者のあるもので定める者

(変更の許可及び届出)

第三条第一項の指定を受けた者(以下「製鍊事業者」という。)は、同条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を变更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子弹規制委員会は、製鍊事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて第一項の指定を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、製鍊事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて第一項の指定を取り消すことができる。

一 第五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 第六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとればならない事項を許可を受けないでしたと反したとき。

三 第十一条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第十二条の二第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第十二条の三第一項の規定に違反したとき。

七 第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

八 第十二条の六第一項の規定に違反して製鍊の事業を廃止したとき。

九 第十二条の六第二項の規定に違反したとき。

十 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

(記録)

**第十一条** 製鍊事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、製鍊の事業の実施に関する原子弹規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならぬ。

第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことを。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

一 第三条第一項の指定を受けたところ、第六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないことを。

2 原子力規制委員会は、核燃料物質に係る製鍊の事業を行ふ場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(核燃料物質の防護のための区域に係る措置の保安規定)

は正、特定核燃料物質の取扱いは正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前項の規定に基づく原子弹規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、製鍊事業者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の保安規定

は、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製鍊事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 製鍊事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

(核物質防護管理者)

**第十二条の二** 製鍊事業者は、核燃料物質の取扱いを開始する前に、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子弹規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると、同様とする。

2 製鍊事業者は、前項の規定により核燃料物質防護規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

4 製鍊事業者及びその従業者は、核物質防護規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

(核物質防護管理者的義務等)

**第十二条の四** 核物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 製鍊施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(核物質防護管理者的解任命令)

2 製鍊施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、製鍊事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 製鍊事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(核物質防護規定)

**第十二条の二** 製鍊事業者は、第十二条第一項に規定する場合には、原子弹規制委員会規則

で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子弹規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると、同様とする。

2 原子力規制委員会は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製鍊事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 製鍊事業者及びその従業者は、核物質防護規

1	「止措置」という。)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施方針」といふ。)を作成し、これを公表しなければならない。	2	廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。	3	製鍊事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。	4	前二項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。	5	(事業の廃止に伴う措置)		
6	製鍊事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画(第三項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて廃止措置を講じなければならぬ。	7	原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者に対し、核燃料物質を講じた製鍊事業者に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	8	質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。	9	製鍊事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。	10	製鍊事業者が前項の規定による確認を受けたときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。(指定の取消し等に伴う措置)		
11	第十二条の六 製鍊事業者は、その事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、変更後の廃止措置を講じなければならぬ。	12	製鍊事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。	13	製鍊事業者は、前項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしよとするときは、この限りでない。	14	原子力規制委員会は、前二項の認可の申請に係る廃止措置計画が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときは、前二項の認可を受けなければならない。	15	製鍊事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画(第三項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて廃止措置を講じなければならぬ。	16	製鍊事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画(第三項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて廃止措置を講じなければならぬ。
17	廃止措置を講じた製鍊事業者に対し、核燃料物質を講じた製鍊事業者に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	18	原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	19	質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。	20	製鍊事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が前条第八項の原子力規制委員会規則による承継がなかつたときは、旧製鍊事業者等(第十条の規定により指定を取り消されたとき、又は製鍊事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは製鍊事業者又は旧製鍊事業者等が解消し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは旧製鍊事業者等とみなす)は、相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第十一条から第十二条の五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第九条の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは旧製鍊事業者等とみなす。	21	原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。		

22	第十二条の七 製鍊事業者が第十条の規定により指定を取り消されたとき、又は製鍊事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧製鍊事業者等(第十条の規定により指定を取り消されたとき、又は製鍊事業者又は旧製鍊事業者等が解消し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは製鍊事業者等とみなす)は、相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第十一条から第十二条の五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第九条の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは旧製鍊事業者等とみなす。	23	第十三条 加工の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。	24	第十三条 加工の事業に関する規制(事業の許可)	25	第十三条 加工の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。	26	第十三条 加工の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。		
27	旧製鍊事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第十四条の規定により製鍊事業者としての指定を取り消された日又は製鍊事業者の解散若しくは死亡の日から原原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。	28	前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	29	旧製鍊事業者等は、前項の規定による確認を受けるまでの間は、な	30	前項の規定による確認を受けるまでの間は、な	31	前項の規定による確認を受けるまでの間は、な		
32	旧製鍊事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。	33	前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	34	前項の規定による確認を受けるまでの間は、な	35	前項の規定による確認を受けるまでの間は、な	36	前項の規定による確認を受けるまでの間は、な		
37	旧製鍊事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。	38	前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	39	前項の規定による確認を受けるまでの間は、な	40	前項の規定による確認を受けるまでの間は、な	41	前項の規定による確認を受けるまでの間は、な		
42	加工施設及びその附属施設(以下「加工施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地	43	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	44	二 加工設備及びその附属施設(以下「加工施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地	45	三 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法	46	四 加工施設の工事計画		
47	五 加工施設における放射線の管理に関する事項	48	六 加工施設において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。)になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項	49	七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	50	八 制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。	51	九 旧製鍊事業者等は、第二項及び前項の認可の申請に係る廃止措置計画が前条第四項の原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときは、第二項及び前項の認可を受けなければならない。		
52	十 旧製鍊事業者等は、第二項及び前項の認可の申請があつた場合は、前条第一項の許可の基準	53	十一 第十四条 第十三条规定の許可を受けた者(以下「加工事業者」という。)は、同条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。	54	十二 法人であつて、その業務を行う員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの(変更の許可及び届出)	55	十三 心身の故障によりその業務を適確に行うことのできない者として原子力規制委員会規則で定める者	56	十四 法人であつて、その業務を行う員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの(変更の許可及び届出)	57	十五 第十六条 第十三条规定の許可を受けた者(以下「加工事業者」という。)は、同条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。
58	十六 加工事業者は、第十三条规定の許可を受けた者(以下「加工事業者」という。)は、同条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。	59	十七 加工事業者は、第十三条规定の許可を受けた者(以下「加工事業者」という。)は、同条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。	60	十八 加工事業者は、第十九条规定の許可を受けた者(以下「加工事業者」という。)は、同条第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。	61	十九 加工事業者は、第十九条规定の許可を受けた者(以下「加工事業者」という。)は、同条第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。	62	二十 加工事業者は、第十九条规定の許可を受けた者(以下「加工事業者」という。)は、同条第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。	63	二十一 加工事業者は、第十九条规定の許可を受けた者(以下「加工事業者」という。)は、同条第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

64	二十二 第十二条の八 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	65	二十三 第十二条の九 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	66	二十四 第十二条の十 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	67	二十五 第十二条の十一 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	68	二十六 第十二条の十二 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	69	二十七 第十二条の十三 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	70	二十八 第十二条の十四 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。
71	二十九 第十二条の十五 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	72	三十 第十二条の十六 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	73	三十一 第十二条の十七 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	74	三十二 第十二条の十八 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	75	三十三 第十二条の十九 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	76	三十四 第十二条の二十 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。		
77	三十五 第十二条の二十一 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	78	三十六 第十二条の二十二 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	79	三十七 第十二条の二十三 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	80	三十八 第十二条の二十四 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	81	三十九 第十二条の二十五 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	82	四十 第十二条の二十六 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。		
83	四十一 第十二条の二十七 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	84	四十二 第十二条の二十八 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	85	四十三 第十二条の二十九 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	86	四十四 第十二条の三十 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	87	四十五 第十二条の三十一 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。	88	四十六 第十二条の三十二 原子力規制委員会は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製鍊事業者等に対し、核燃料物質を講じなければならぬ。		









2 前項の規定により試験研究用等原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。  
 (許可の取消し等)

**第三十三条** 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に試験研究用等原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三条第一項の許可を取り消すことができる。

原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでし

三 第三十六条又は第三十六条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の二第一項の規定に違反したとき。

七 第四十三条の二第二項において準用する第七十二条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第四十三条の二第二項において準用する第八条の二第四項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三条の二の二第一項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の二の二第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止したとき。

十二 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十一条の二第二項又は第二項の条件に違反したとき。

十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

二十 港則法(昭和二十三年法律第七百七十四号)第四十条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による处分又は同法第四十条第二項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十条第一項の規定に対する違反があつたとき。

二十一 港則法(昭和二十三年法律第七百七十四号)第四十条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十条第一項の規定に対する違反があつたとき。

二十二 原子力規制委員会は、外國原子力船運航者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 前項第一号、第三号、第十三号、第十四号又は第二十号に掲げるとき。

二 第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をしたとき。

三 第六十二条の二第二項の条件に違反したとき。

**(記録)**

**第三十四条** 試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉の運転その他試験研究用等原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶又は試験研究用等原子炉設置者の事務所)に備えて置かなければならぬい。

**第三十五条** 試験研究用等原子炉設置者及び外國原子力船運航者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の保全

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。次項において同じ。)において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつた場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉設置者が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために講すべき措置に係る事項を通知するものとする。)

四 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者は外國原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講すべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長(港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十五条の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長)に対し、当該原子力船の航行に関する規制をすべきことを指示するものとする。

**(施設の使用の停止等)**

**第三十六条** 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第二十四条第一項第三号の基準に適合していないと認めるととき、試験研究用等原子炉施設が第二十八条の二の技術上の基準に適合していないと認めるととき、又は試験研究用等原子炉施設の保全、試験研究用等原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その試験研究用等原子炉設置者は又は外國原子力船運航者に対し、当該試験研究用等原子炉施設の使用の停止、改修、修理又は移転、試験研究用等原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、試験研究用等原子炉設置者又は外國原子力船運航者に対し、是正措置等を命ずることができる。

**(原子力船の入港の届出等)**

**第三十六条の二** 試験研究用等原子炉設置者(試験研究用等原子炉を船舶に設置した者に限る。以下この条において同じ。)は、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 外國原子力船運航者は、外國原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであること。







員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該発電用原子炉設置並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

(相続)

**第四十三条の三の十九** 発電用原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

前項の規定により発電用原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。(許可の取消し等)

**第四十三条の三の二十** 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消すことができる。

原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消す、又は引き続き一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一 第四十三条の三の七第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十三条の三の八第一項本文の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとき。

三 第四十三条の三の八第四項後段の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三条の三の二十三の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の三の二十四第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の三の一十六第二項において準用する第四十三条の規定による命令に違反したとき。

七 第四十三条の三の一十七第一項の規定に違反したとき。

八 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の三の二十八第一項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二十八第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

十四 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十五 第四十三条の三の三十四第二項の規定に違反したとき。

十六 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十九 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二十 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

二十二 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

(記録)

第四十三条の三の二十一 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第四十三条の三の二十一 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則

二 発電用原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱ふ場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

**第四十三条の三の二十三** 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるととき、発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に關する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。

（保安規定）

**第四十三条の三の二十四** 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の認可をしてはならない。

二 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものである。

三 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

四 発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。  
(発電用原子炉の譲受け等)

第五十三条の三の二十一 発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

第五十三条の三の六及び第四十三条の三の七の規定は、前項の許可に準ずる。

第一項の許可を受けて発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の地位を承継する。

(発電用原子炉主任技術者)

第四十三条の三の二十六 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転に関する保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもののうちから、発電用原子炉主任技術者を選任しなければならない。

二 第四十一条第二項、第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の発電用原子炉主任技術者について準用する。この場合において、第四十条第二項及び第四十三条中「試験研究用等原子炉設置者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、第四十二条第二項中「試験研究用等原子炉」とあるのは「発電用原子炉の」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)

場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第四十三条の三の二十七第一項」と、同条第三項及び第四項中「製錬事業者」とあるのは、「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

**第四十三条の三の二十八** 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「発電用原子炉設置者」と、「製錬施設」とあるのは、「発電用原子炉施設」と読み替えるものとする。

(発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価)

**第四十三条の三の二十九** 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るために、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならぬ。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置をし

びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十三条の三の十四の技術上の基準に依る設備すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

ハ 未だ実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他の原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉について、原子力規制委員会規則で定められる場合を除き、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届けられた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対して、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第四十三条の六第一項第四号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手続その他型式証明に関する必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。発電用原子炉施設に係る特定機器の型式の指定（発電用原子炉施設に係る特定機器の型式の指定）

7 第一項の指定の手続その他の型式の指定に関する必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(発電用原子炉施設の劣化の管理等)

二 第四十三条の三の三十一

発電用原子炉設置者は、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定機器（以下「型式設計特定機器」という。）をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定機器について、外国において当該型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。

三 均一性を有するものであること。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいず

れかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたもの）をいう。以下この項において同じ。）が次第の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

7 第一項の指定を受けた型式設計特定機器の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定期間外機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定外国機器製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するため必要があると認めて指定外国機器製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するため特に必要があると認めて当該職員に指定された機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

四 原子力規制委員会がこの法律を施行するため必要があると認めて当該職員に指定された機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

五 原子力規制委員会がこの法律を施行するため必要があると認めて当該職員に指定された機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

六 原子力規制委員会がこの法律を施行するため必要があると認めて当該職員に指定された機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒

められ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

七 第一項の指定の手続その他の型式の指定に関する必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(発電用原子炉施設の劣化の管理等)

二 第四十三条の三の三十二

発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

一 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規

則で定めるところにより、長期施設管理計画の



定める原子炉以外のものをいう。)その他その運転に伴い発電用原子炉施設内の貯蔵設備の貯藏能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十条第一項、第七十七条第六号の五及び第七十八条第十六号の二において同じ。)の貯蔵(試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、第四十四条第一項の指定を受けた者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備(以下「使用済燃料貯蔵設備」という。)において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」といいう。)事業を行おうとする者は、政令で定めることころにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について  
二 使用済燃料貯蔵設備及びその附属施設(以下「使用済燃料貯蔵施設」という。)を設置する事業所の名称及び所在地

三 貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力

四 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

五 使用済燃料貯蔵施設の工事計画

六 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法

七 使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

(許可の基準)

**第四十三条の五** 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれかに該当するものと認めるとときは、政令で定めることころにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

ならない。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の検査（次項及び第四十三条の二十第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その使用済燃料貯蔵施設が前条の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。（事業開始等の届出）

**第四十三条の十二** 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。（貯蔵計画）

**第四十三条の十三** 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。（合併及び分割）

**第四十三条の十四** 使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併の場合（使用済燃料貯蔵事業者である法人と使用済燃料貯蔵事業者でない法人が合併する場合において、使用済燃料貯蔵事業者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る貯蔵の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により貯蔵の事業の全部を承継した法人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。第四十三条の五第一項第一号、第二号及び第二号並びに第三項並びに第四十三条の六の規定は、前項の認可に準用する。（相続）

**第四十三条の十五** 使用済燃料貯蔵事業者について相続があつたときは、相続人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用済燃料貯蔵事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以

内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。（許可の取消し等）

**第四十三条の十六** 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を停止したときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消すことができる。（原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。）一 第四十三条の六第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。二 第四十三条の七第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。三 第四十三条の十九の規定による命令に違反したとき。四 第四十三条の二十第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。五 第四十三条の二十四の規定による命令に違反したとき。六 第四十三条の二十五第一項の規定に違反したとき。七 第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。八 第四十三条の二十五第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。九 第四十三条の二十六第一項の規定に違反したとき。十 第四十三条の二十六第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。十一 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。十二 第四十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。（許可の取消し等）

**第四十三条の十七** 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料の貯蔵の事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその事業所に備えて置かなければならない。（保安及び特定核燃料物質の防護のために講すべき措置）

**第四十三条の十八** 使用済燃料貯蔵事業者は、次の事項について、保安のために必要な措置を講じなければならない。（保安規定）

一 使用済燃料貯蔵施設の保全

二 使用済燃料貯蔵設備の操作

三 使用済燃料の運搬（使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われるものに限りない。）又は使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。同項において同じ。）又は使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。）

**第四十三条の十九** 原子力規制委員会は、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の五第一項第三号の基準に適合していないと認めた場合に、その設備を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所に対する保安規定に適合しないと認めた物による災害の防止上十分でないものである。二 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号の二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

一 使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものである。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号の二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

一 第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

2 原子力規制委員会は、保安規定が次の各号の二項の規定により届け出たところによるものでないこと。

3 原子力規制委員会は、使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものである。

4 使用済燃料貯蔵事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

**第四十三条の二十一** 削除（使用済燃料取扱主任者）

**第四十三条の二十二** 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料の取扱いに関する保安の監督を行わ

十四 第五十九条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第一項の規定に違反したとき。

十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

いと認めるとき、使用済燃料貯蔵施設が第四十三条の十の技術上の基準に適合していないと認めると、又は使用済燃料貯蔵施設の保全、使用済燃料貯蔵設備の操作若しくは使用済燃料の運搬若しくは使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その使用済燃料貯蔵事業者に対し、当該使用済燃料貯蔵施設の使用の停止、改造、修理又は移転、使用済燃料貯蔵設備の操作の方法の指定その他の保安規定に違反していいると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に對し、是正措置等を命ずることができる。

原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に對し、是正措置等を命ずることができる。

原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していいると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に對し、是正措置等を命ずることができる。



条第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第四十三条の二十七第二項」と、同条第七項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の四第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

#### 第四十三条の二十八

使用済燃料貯蔵事業者が第

四十三項の十六の規定により許可を取り消されたとき、又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十五第一項の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用済燃料貯蔵事業者等(第四十三条の十六の規定により許可を取り消された使用済燃料貯蔵事業者又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死

亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第四十三条の十、第四十三条の十一、第四十三条の十七から第四十三条の二十まで及び第四十三条の二十二から第四十三条の二十六までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用済燃料貯蔵事業者とみなす。

旧使用済燃料貯蔵事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から原予力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

#### 4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は

旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置につい

て、第二十二条の九第四項の規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十八第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあ

るは「第四十三条の二十七第三項において準

用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の二十八第一項」と、「加工事業者と」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者と」と、「第十六条の四、第十六条の五及び第二十二条の七の二」とあるのは「第四十三条の十及び第十六条の四、第十六条の五及び第十二条の七の二」とあるのは「第四十三条の十一及び第十二条の十一」と読み替えるものと

する。

#### 第六章 再処理の事業に関する規制

##### (事業の指定)

第四十四条 再処理の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力

四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

五 再処理施設の工事計画

六 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

七 再処理施設における放射線の管理に関する事項

八 再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項

九 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は

旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置につい

て、第二十二条の九第四項の規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の二十八第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあ

るは「第四十三条の二十七第三項において準

用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三条の二十七第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三条の二十八第一項」と、「加工事業者と」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者と」と、「第十六条の四、第十六条の五及び第二十二条の七の二」とあるのは「第四十三条の十及び第十六条の四、第十六条の五及び第十二条の七の二」とあるのは「第四十三条の十一及び第十二条の十一」と読み替えるものと

する。

#### 第五章 設計及び工事の計画の認可

##### (設計及び工事の計画の認可)

第四十五条 再処理施設の設置又は変更の工事

燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

五 前条第二項第九号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

六 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

四 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

二 重大事故(核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十八条第一項及び第五十条の四の二第二項第二号において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

四 再処理施設の設置又は変更の工事

(使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものと/or)をしようとする再処理施設から分離された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものと/o)をしようとする再処理施設の設置又は変更の工事

五 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

六 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

七 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

八 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

九 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一〇 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一一 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一二 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一三 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一四 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一五 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一六 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一七 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一八 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一九 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

二〇 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

二 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

三 第四十四条の二の規定は、第一項の許可に準用する。

四 再処理施設の設置又は変更の工事

(設計及び工事の計画の認可)

五 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

六 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

七 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

八 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

九 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一〇 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一一 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一二 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一三 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一四 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一五 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一六 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一七 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一八 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

一九 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

二〇 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

二一 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

二二 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

二三 原子力規制委員会は、前条第一項の指定をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(使用前事業者検査等)

**第四十六条** 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査(次項及び第五十条第一項において「使用前事業者検査」という。)においては、その再処理施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画(同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたもの)を含む。)に従つて行われたものであること。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

3 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により再処理施設が前項各号のいすれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その再処理施設を使用してはならない。ただし、前条第一項ただし書の工事を行つた場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(再処理施設の維持)

**第四十六条の二** 再処理事業者は、再処理施設を適合するように維持しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合(定期事業者検査)

**第四十六条の二** 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合を除く。)

(定期事業者検査)

**第四十六条の二の二** 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期的に再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

(定期事業者検査)

**第四十六条の二の三** 原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期的に再処理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

(定期事業者検査)

**第四十六条の四** 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときは、それぞれ始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(使用計画)

**第四十六条の五** 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設の合併の場合は(再処理事業者である法人と再処理事業者でない法人が合併する場合において、再処理事業者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る再処理の事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により再処理の事業の全部を承継した法人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 第四十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第二項並びに第四十四条の三の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

**第四十六条の六** 再処理事業者について相続があつたときは、相続人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

**第四十六条の七** 原子力規制委員会は、再処理事業者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内にその事業を開始せず、

2 原子力規制委員会規則の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反するため、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のため必要な措置を命ずることができる。

18 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一條第六項又は第十三条の二第二項の規定による

規則で定めるところにより、再処理施設の実施に關し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

二十 再処理事業者は、定期事業者検査が終了したときその他の原子力規制委員会規則で定めるとき、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

二十一 再処理事業者は、定期事業者検査が終了したことの確認しなければならない。

二十二 再処理事業者は、定期事業者検査が終了したときその他の原子力規制委員会規則で定めるとき、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

二十三 第四十四条の三第二号から第四号までのいすれかに該当するに至つたとき。

二十四 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

二十五 第五十条の三第二項において準用する第二項の規定による命令に違反したとき。

二十六 第五十条の三第一項の規定に違反したとき。

二十七 第五十条の三第二項において準用する第十一条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

二十八 第五十条の三第二項において準用する第十八条の二第二項において準用する第十一条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

二十九 第五十条の四第一項の規定に違反したとき。

三十 第五十条の四第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

三十一 第五十条の五第一項の規定に違反したとき。

三十二 第五十条の五第二項の規定に違反したとき。

三十三 第五十条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

三十四 第五十九条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

三十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

三十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

三十七 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。





規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その設計及び工事の計画が第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の規定により受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が第五十一条の九の技術上の基準に適合するものであること。

三 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始以後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

4 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始以後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、この限りでない。

(使用前事業者検査等)

#### 第五十一条の八 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする

特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

前項の検査(次項及び第五十一条の十八第一項において「使用前事業者検査」という。)においては、その特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が前条第一項又は第二項の認可を受けた設計及び工事の計画(同項ただし書の

原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたもの)を含む。)に従つて行われたものであること。

二 次条の技術上の基準に適合するものであること。

三 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制

(合併及び分割)

第五十一条の十二 廃棄事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれ

その日から十五日以内に、その旨を原子力規制

委員会に届け出なければならない。

第五十一条の十三 廃棄事業者について相続があ

ったときは、相続人は、廃棄事業者の地位を承

継する。

2 前項の規定により廃棄事業者の地位を承継し

た相続人は、相続の日から三十日以内に、その

事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規

制委員会に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第五十一条の十四 原子力規制委員会は、廃棄事

業者が正當な理由がないのに、原子力規制委員

会規則で定める期間内にその事業を開始せず、

又は引き続き一年以上その事業を休止したとき

は、第五十一条の二第一項の許可を取り消すこ

とができる。

2 原子力規制委員会は、廃棄事業者が次の各号

のいずれかに該当するときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間

を定めてその事業の停止を命ずることができ

る。

一 第五十一条の四第二号から第四号までのい

ずれかに該当するに至つたとき。

二 第五十一条の五第一項の規定により許可を

受けなければならない事項を許可を受けない

としたとき。

三 第五十一条の六の規定に違反したとき。

四 第五十一条の十七の規定による命令に違反

したとき。

五 第五十一条の十八第一項若しくは第四項の

規定に違反し、又は同条第三項の規定による

命令に違反したとき。

六 第五十一条の二十二の規定による命令に違

反したとき。

七 第五十一条の二十三第一項の規定による

命令に違反したとき。

八 第五十一条の二十三第二項において準用す

る第十二条の二第三項の規定による命令に違

反したとき。

九 第五十一条の二十三第二項において準用す

る第十二条の二第四項の規定に違反したと

き。

十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反し

たとき。

十一 第五十一条の二十四第二項において準用す

る第十二条の五の規定による命令に違反し

たとき。

十二 第五十一条の二十四の二第一項又は第二

項の規定に違反したとき。

十三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反

して廃棄の事業を廃止したとき。

十四 第五十一条の二十五第二項の規定に違反

したとき。

十五 第五十八条第二項の規定に違反し、又は

同条第三項の規定による命令に違反したと

き。

十六 第五十九条第二項の規定に違反し、又は

同条第四項の規定による命令に違反したと

き。

十七 第五十九条の二第二項の規定に違反した

とき。

十八 第六十一条の八第一項若しくは第四項の

規定に違反し、又は同条第三項の規定による

命令に違反したとき。

十九 第六十二条の二第一項又は第二項の条件

に違反したとき。

二十 原子力損害の賠償に関する法律第六条の

規定に違反したとき。

二十一 原子力災害対策特別措置法第七条第四

項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条

第六項又は第十三条の二第二項の規定による

命令に違反したとき。

二十二 原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業の実施に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその事

業所に備えて置かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第五十一条の十六 第一種廃棄物埋設事業者は、

次の事項により、原子力規制委員会規則で定

めること。

一 廃棄物埋設施設の保全

二 廃棄物埋設地の附属施設に係る設備（次条第一項において「附屬設備」という。）の操作	三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「第二種廃棄物埋設事業者」という。）は、次の事項について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の放射能の減衰に応じて原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。
一 廃棄物埋設施設の保全	二 廃棄物物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業者には、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。
二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業者には、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。	三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業者には、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。
三 廃棄物管理設備の操作	四 廃棄物管理設備の操作

一 廃棄物管理施設の保全	二 廃棄物物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業者には、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。
二 廃棄物管理設備の操作	三 廃棄物管理設備の操作
三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業者には、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。	四 廃棄物管理設備の操作

第五十一条の十七 原子力規制委員会は、特定第一種廃棄物埋設施設若しくは特定廃棄物管理施設の位置、構造若しくは設備が第五十一条の三第二号の基準に適合しないと認めるとき、運搬若しくは廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）第五十一条の二第一項の規定による第二種廃棄物埋設の事業者には、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。	第五十一条の十八 廃棄物事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育、使用前事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の設置の工事に着手する前に、原子力規制委員会の認可を受けるなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
第五十一条の十九 廃棄物埋設事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。	第五十一条の二十 廃棄物事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。
（廃棄物埋設地の譲受け等）	二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。
4 第五十二条の二十一 廃棄物取扱主任者は、廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業における核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がその取扱いに関し、誠実にその職務を遂行しなければならない。	三 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。
第五十二条の二十二 原子力規制委員会は、廃棄物取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、廃棄物事業者に対する解任を命ずることがでなければならない。（廃棄物取扱主任者の解任命令）	四 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであることを認めるときは、廃棄物事業者に対する解任を命ずることができる。対し、保安規定の変更を命ずることができる。

第五十二条の二十三 廃棄事業者は、第五十一条の十六第四項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	第五十二条の二十四 廃棄事業者は、坑道の閉鎖に伴う措置（坑道の閉鎖に伴う措置）
第五十二条の二十九 廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。	第五十二条の二十一 廃棄物事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、廃棄物事業者に対する解任を命ずることがでなければならない。（廃棄物取扱主任者の解任命令）
2 第五十二条の三及び第五十二条の四の規定は、前項の許可に準用する。	第五十二条の二十二 原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
3 第五十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。	第五十二条の二十三 第十二条の六第三項から第七項までの規定が同項の認可を受けた閉鎖措置計画（次項において準用する第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていることについて、原子力規制委員会規則で定める坑道の閉鎖の工程ごとに、原子力規制委員会が行う確認を受けなければならない。
2 第五十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。	第五十二条の二十四 第十二条の六第三項から第七項までの規定は、第一項の認可を受けた者の閉鎖措置について準用する。この場合において、これらの規定中「廃止措置計画」とあるのは「閉鎖措置計画」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十二条の二十四の二第一項」とあるのは「第五十二条の二十四の二第二項及び前項」と、同条

(廢止措置実施方針)  
第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十一條の二十四の二第一項」と読み替えるものとする。

## 第五十一条の二十四の（廃止措置実施方針）

業を開始しようとするときは、廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める廃棄の事業の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表し

廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達方法その他の廃止措置の実施に關し必要な事項を定めなければならぬ。

たときは、廢止されなく、更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

**(事業の廃止に伴う措置)**  
**第五十一条の二十五** 廃棄事業者は、その事業を  
廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければ  
ならない。

きは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。

3  
第十二条の六第三項から第九項までの規定は、廃棄事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十五条の二十五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十五条の二十五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十五条の二十五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十五条の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第一項若しくは第五十五条の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、日産廃棄事業者等（第五十一条の十

規制 第二節

**(区域の指定)**  
**第五十一条の二十七** 原子力規制委員会は、廃棄物埋設の事業開始前に、当該事業に係る廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺の区域並びにこれらの地下について一定の範囲を定めた立体的な区域を指定するものとする。

する場合には、その旨及びその区域を官報で告示しなければならない。

(記録の提出)  
**第五十一条の二十八** 廃棄物埋設事業者は、第五十二条の二十五第三項において準用する第十二条の第六八項の規定による確認を受けたときは、指定廃棄物埋設区域に関し原子力規制委員会は、意見書を提出する。

2 会規則で定める事項を詰銭し、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

**第五十一条の二十九** 指定廃棄物埋設区域内においては、原子力規制委員会の許可を受けなければ、土地を掘削してはならない。ただし、指定廃棄物埋設区域に係る廃棄物埋設施設を設置した者又は埋設施設管理者が、その事業について当該旨に

2 原子力規制委員会は、前項本文の土地の掘削で原子力規制委員会規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

(中止命令等)

**第五十一条の三十** 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物によつて廃棄物埋設区域において行う土地の掘削については、この限りでない。

る災害を防止するため必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同項の許可に付された第六十二条の二第一項の条件に違

に代わるべき必要な措  
ことができる。

**第五十一条の三十一** 原子力規制委員会は、この  
節の規定の施行に必要な限度において、第五十  
一条の二十九第一項の許可を受けた者に対し、  
土地の掘削の実施状況その他必要な事項につい  
て報告をさせ、又は当該職員に、その事務所若  
しくは工場若しくは事業所に立ち入り、当該掘  
削の実施状況若しくは帳簿、書類その他必要な

2 物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の量に限り試料を収去させ、若しくは当該掘削が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物に及ぼす影響を調査させることができる。

前項の規定により当該職員が立ち入るとき

は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(国等に関する特例)  
**第五十一条の三十二** 國又は地方公共團体が行う  
土地の掘削については、第五十一条の二十九第  
一項の許可を受けることを要しない。この場合  
において、國又は當該地方公共團体は、當該掘

削をしようとするときは、あらかじめ、国にあつては原子力規制委員会に協議し、地方公共団体にあつては原子力規制委員会に協議しその同意を得なければならない。

**第五十一条の三十三** 原子力規制委員会は、指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関する調査のため必要があるときは、当該職員に、他の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

原子力規制委員会は、当該職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者（所有者の住所が

（二坪の所有者がて占有者（所有者の住所が明らかでない場合にあつては、占有者。以下この項において同じ）。並びに木竹又は垣、柵等

1

- の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。
- 3 第一項の当該職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。
- 4 第一項の当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつて関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 土地又は木竹若しくは垣、柵等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。(公害等調整委員会の裁定)
- (公害等調整委員会の裁定)
- 第五十一条の三十四 第五十一条の二十九第一項の規定による原子力規制委員会の処分に不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるものは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができる。
- 2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号) 第二十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政庁が誤つて審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合について準用する。
- 第八章 核燃料物質等の使用等に関する規制 第一節 核燃料物質の使用等に関する規制(使用の許可)
- 第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 製鍊事業者が核燃料物質を製鍊の事業の用に供する場合
- 二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
- 三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
- 四 再処理事業者が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合
- 五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的及び方法
- 三 核燃料物質の種類
- 四 使用の場所
- 五 予定使用期間及び年間(予定使用期間が一年に満たない場合には、その予定使用期間)予定使用量
- 六 使用済燃料の処分の方法
- 七 核燃料物質の使用施設(以下単に「使用施設」という。)の位置、構造及び設備
- 八 核燃料物質の貯蔵施設(以下単に「貯蔵施設」という。)の位置、構造及び設備
- 九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設(以下単に「廃棄施設」という。)の位置、構造及び設備
- 十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設(以下「使用施設等」という。)の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項
- (許可の基準)
- 第五十三条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- (許可の欠格条項)
- 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十二条第一項の許可を与えないと。
- 一 第五十六条の規定により第五十二条第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

- 三 心身の故障によりその業務を行つうことができない者として原子力規制委員会規則で定める者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの(変更の許可及び届出)
- 第五十五条 第五十二条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- 使用者は、第五十五条の四第一項に規定する号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十三条第二項第一号又は第五十二条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十三条の規定は、第一項の許可に準用する。
- (使用前検査等)
- 第五十五条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする政令で定める核燃料物質の使用施設等について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
- 前項の検査(次項及び第五十七条第一項において「使用前検査」という。)においては、その使用施設等が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。
- 一 その工事が第五十二条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。
- 二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があること。
- 四 前条第二項第十号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

- 第五十五条の四 使用者について相続があつたときは、相続人は、使用者の地位を承継する。
- 前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- (許可の取消し等)
- 第五十五条の四 使用者について相続があつたときは、相続人は、使用者の地位を承継する。
- 前項の規定により使用者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十六条 原子力規制委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることを証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十五条の四 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないしてはならない。
- 一 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。
- 四 第五十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十七条の二第一項の規定に違反したとき。
- 六 第五十七条の二第二項において準用する第六十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第五十七条の二第二項において準用する第六十二条の二第四項の規定に違反したとき。
- 八 第五十七条の三第一項の規定に違反したとき。

- 三 心身の故障によりその業務を行つうことができない者として原子力規制委員会規則で定める者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの(変更の許可及び届出)
- 第五十五条 第五十二条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- 使用者は、第五十五条の四第一項に規定する号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十三条第二項第一号又は第五十二条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 第五十三条の規定は、前項の認可について準用する。
- (相続)
- 第五十五条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする政令で定める核燃料物質の使用施設等について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
- 前項の検査(次項及び第五十七条第一項において「使用前検査」という。)においては、その使用施設等が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。
- 一 その工事が第五十二条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。
- 二 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力があること。
- 四 前条第二項第十号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

- 第五十五条の四 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないしてはならない。
- 一 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。
- 二 第五十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十六条の四の規定による命令に違反したとき。
- 四 第五十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 五 第五十七条の二第一項の規定に違反したとき。
- 六 第五十七条の二第二項において準用する第六十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第五十七条の二第二項において準用する第六十二条の二第四項の規定に違反したとき。
- 八 第五十七条の三第一項の規定に違反したとき。





9 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならぬ。

10 運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めたところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書申請しなければならない。

11 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び当該核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを用いる災害に対する対応、運搬証明書の提示を求め、若しくは、内閣府令で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又はこれらを用いる災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護するため、第五項、第六項及び第八項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ぜることができる。

12 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 不要となつた運搬証明書の返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第五項の届出、第六項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に関する必要な都道府県公安委員会の間の連絡について第五十九条の二 原子力事業者等は、特定核燃料物質が当該原子力事業者等の工場等から運搬され又は当該原子力事業者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間ににおける当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の原子力規制委員会規則で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及

び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、原子力事業者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、原子力規制委員会規則で定めたところにより、原子力規制委員会の確認を得なければならない。（受託貯蔵者）

**第六十条** 原子力事業者等（外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者及び廃棄事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）を除く。）から核燃料物質の貯蔵（以下「受託貯蔵者」という。）は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

2 前項の場合において、原子力規制委員会は、核燃料物質の貯蔵に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、受託貯蔵者に対し、核燃料物質の貯蔵の方法は正しくない。

（譲渡及び譲受けの制限）

**第六十一条** 核燃料物質は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けはならない。ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受けける場合は、この限りでない。

一 製錬事業者が加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の製錬事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の製錬事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらとの者から核燃料物質を譲り受けける場合

二 加工事業者が製錬事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらとの者から核燃料物質を譲り受けける場合

三 試験研究用等原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、發電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の試験研究用等原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡す場合

し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受けける場合

四 発電用原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の発電用原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受けける場合

五 再処理事業者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、廃棄事業者、使用者若しくは他の再処理事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受けける場合

六 廃棄事業者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、廃棄事業者、使用者若しくは他の廃棄事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受けける場合

七 使用者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの使用者から核燃料物質を譲り受けける場合

八 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物資使用者が第五十二条第一項の許可（第五十五条第一項の許可を含む。）を受けた種類の核燃料物質を譲り受けける場合

九 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、發電用原子炉設置者、再処理事業者、使用者又は国際規制物資使用者が核燃料物質を輸出し、又は輸入する場合

十 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等

3 第一項の規定により原子力規制委員会の認可を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の政令で定める法令の適用についての測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 前項の確認を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところによりあらかじめ原子力規制委員会の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 第一項の規定により原子力規制委員会の認可を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の政令で定める法令の適用についての測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

イ 第十六条の三第二項、第二十八条第二項、第四十三条の三の十一第二項、第四十一条第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の九第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の三の三十五第二項、第五十一条第二項、第五十二条の二第二項の認可を受けた廃止者検査

四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第五十一条第四項、第五十二条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のものに従つて核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受けける場合

十一 第六十一条の九の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

**第六十二条** 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことにより、原子力規制委員会の確認を受けることができる。

十二 第六十一条の九の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

（放射能濃度についての確認等）











よつて汚染された物若しくは原子炉による災害発生の急迫した危険がある場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ぜることができる。

一 製鍊事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉施設者、發電用原子炉設置者、廃棄物管理施設者、廃棄物事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製鍊事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧發電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。）並びにこれらの人から運搬を委託された者（原子力規制委員会（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ原子力規制委員会又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

二 受託貯蔵者、原子力規制委員会

**第六十四条の二** 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、發電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設における災害の防止に応じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護につき特別の措置を要する施設（以下「特定原子力施設」という。）として指定することができ

2 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原子力事業者等（次条において「特定原子力事業者等」という。）に対し、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設にに関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画（以下「実施計画」という。）の提出を求めるものとする。

3 原子力規制委員会は、特定原子力施設について第一項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるとときは、当該特定原子力施設について同一項の規定による指定を解除するものとする。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定により特定原子力施設を指定し、又は前項の規定により特定原子力施設の指定を解除したときは、その旨を公示しなければならない。

（実施計画）

**第六十四条の三** 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならぬ。

5 特定原子力施設の特例

2 前項の認可を受けた特定原子力事業者等は、その認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとときは、前二項の認可をしてはならない。

4 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止のため又は特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるとときは、前二項の認可をしてはならない。

5 特定原子力事業者等は、実施計画に従つて、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施しなければならない。

6 原子力規制委員会は、特定原子力施設の保安の規定に違反していると認めるときその他核燃料物質若しくは原子炉による災害の防止上又は特定

2 委員会とする。）に応じ、その業務に關し報告をすることができる。

2 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、前項の規定による報告の徵収のほか、同項の規定により原子力事業者等（外国原子力船運航者を除き、使用者及び旧使用者等にあつては、第五十七条第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。）に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者等の設置する製鍊施設、加工施設、試験研究用原子炉施設、發電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の保守点検を行つた事業者に対し、必要な報告をさせることができるものとする。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による報告の徵収のほか、第四十三条の三の三十一第一項及び第四十三条の二十六の三第一項の規定の施行に必要な限度において、第四十三条の三十一第一項の規定により型式設計特定機器の型式について指定を受けた者又は第四十三条の二十六の三第一項の規定により型式設計特定容器等の型式について指定を受けた者に対し、必要な報告をさせることができる。

4 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第一項の規定による報告の徵収のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

5 原子力規制委員会は、第一項の規定による報告の徵収のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して報告又は説明を行うために必要な限度において、国際規制物資を使用している者その他の者に対し、国際原子力機関からの要請に係る事項その他政令で定める事項に關し報告をさせることができる。

2 原子力検査官は、原子力規制検査若しくは第十六条の三第七項の検査又は第十二条の六第八項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、

3 原子力検査官の定数及び資格に関する必要な事項は、政令で定める。  
(立入検査等)

**第六十八条** 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、当該職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

三の二第一項、第一十六条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第三十一条第一項及び第一項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項及び第四項、第四十三条の三の九第一項及び第二項、第四十三条の三の十第一項、第四十三条の三の三十第一項及び第三項、第四十三条の三の三十二第一項、第三項及び第四項、第四十三条の四第一項、第四十五条第一項及び第二項、第五十二条第一項、第五十五条第一項、第五十九条第三項並びに第六十六条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができることができる。

5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

三条の二第一項、第一十六条第一項、第二十六条  
条の二第一項、第二十七条第一項及び第一項、  
第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の  
八第一項及び第四項、第四十三条の三の九第一  
項及び第二項、第四十三条の三の十第一項、第  
四十三条の三の三十第一項及び第三項、第四十  
三条の三の三十一第一項、第四十三条の三の三  
十二第一項、第三項及び第四項、第四十三条の  
四第一項、第四十三条の七第一項、第四十三条  
の八第一項及び第二項、第四十三条の二十六の三  
二第一項及び第三項、第四十三条の二十六の三  
第一項、第四十四条第一項、第四十四条の四第  
一項、第四十五条第一項及び第二項、第五十一  
条の二第一項、第五十二条の五第一項、第五十  
一条の七第一項及び第二項、第五十二条第一  
项、第五十五条第一項、第五十九条第三項並び  
に第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必  
要な限度において、当該職員に、原子力施設の  
設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造  
を行う者その他の関係者の事務所又は工場若し  
くは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な  
物件を検査させ、又は関係者に質問させるこ  
とができる。

入検査のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができることる。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対しても説明を行い、又は第八項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、当該職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、原子力規制委員会の指定する当該職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行ふ保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者は同第五項、第六項、第八項若しくは第九項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

8 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、原子力規制委員会の指定する当該職員（政令で定める場合にあつては、原子力規制委員会の指定する当該職員及び外務大臣の指定する当該職員。第十三項において同じ。）の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

9 第五項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定する当該職員が立ち会う場合について準用する。

10 原子力規制委員会は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な限度において、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることで、封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

11 原子力規制委員会は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、追加議定書に基づく保障措置の実施に必要な限度において、当該職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他、物の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができることで、封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

7  
8 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、原子力規制委員会の指定する当該職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項、第六項、第八項若しくは第九項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を收取することができる。

11 原子力規制委員会は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、追加認定書に基づく保険措置の実施に必要な限度において、当該職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するため必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

10 保障措置の実施に必要な限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

9 第五項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定する当該職員が立ち会う場合について準用する。

原子力規制委員会は、保障措置協定に基づく規制委員会規則で定めるところにより、当該職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するため必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

7 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、原子力規制委員会の指定する当該職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項、第六項、第八項若しくは第九項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

8 國際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、原子力規制委員会の指定する当該職員（政令で定める場合にあつては、原子力規制委員会の指定する当該職員及び外務大臣の指定する当該職員。第十三項において同じ。）の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

9 第五項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定する当該職員が立ち会う場合について準用する。

10 原子力規制委員会は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な限度において、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所において、国際規制物資の移動を監視するため必要な封印をさせ、又は装置を取付けさせることができる。

十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、保障措置協定で定める範囲内で、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物質の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、原子力規制委員会の指定する当該職員の立会いの下に追加議定書で定める範囲内で、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所その他の場所において、国際規制物質その他の物の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

何人も、第十項から前項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又は毀損してはならない。

(秘密保持義務)

**第六十一条の二 原子力事業者等**（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。次項において同じ。）及びその従業者並びにこれらの人であつた者は、正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者並びにこれらの人であつた者は、正当な理由がなく、その委託された業務に関することができた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国の行政機関又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であつた者は、正当な理由がなく、その秘密を漏らしてはならない。



一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三第五十二条第一項、第五十三条の三第一項、第五十一条の二第三項、第五十四条の三第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をし、第六十二条の六第八項（第二十二条の八第三項、第四十五条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第五十七条の二第一項若しくは第六十四条の五第三項、第五十五条の二十五第三項及び第六十六条の五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十一一条の七第九項（第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十五条第四項、第五十六条の二第六项及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二条の三条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十二条の二の二第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七条の七第一項若しくは第三項の規定による届出を受理し、又は原子力規制検査（第六十一条の二の二第一項第三号ロ又は第四号イ若しくはハ（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）に係るものに限る。）若しくは第六十四条の三第七項の検査（特定核燃料物質の防護のための措置に係るものに限る。）をしたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

**第七十三条** 力を求めるごと  
削除

**第七十四条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。次項において同じ。)を定めることができる。

2 前項に規定するもののほか、国際規制物資の範囲が国際約束の定める手続により変更された場合又は追加議定書附属書Iに掲げる活動が追加議定書の定める手続により変更された場合においては、政令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(手数料の納付)

**第七十五条** 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 第三条第一項又は第四十四条第一項の指定を受けようとする者

二 第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十五条の五第一項、第五十条の十九第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項又は第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者

三 第十二条の六第二項若しくは第三項(第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第四十五条の二十四の二第三項、第五十五条の二十五第三項及び第五十七条の五第三項において準用する場合を含む)、第十二条の七第二項若しくは第四項(第二十二条の九第五项、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第

## 第七十五条 次の（手数料の納付）

法律の規定に基づき命令を制定する場合においては、その命令は改廃に伴い合理的に必要と判断において、所要の経過措置（罰措置を含む。次項において同）ができる。

六

項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十四条、第五十五条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の三第三項、第二十八条第三項、第四十三条の三の十一第三項、第四十三一条の九第三項、第四十六条第三項、第五十五条の六、第五十一条の八第三項、第五十一条の二十四の二第二項、第五十五条の二第三項、第五五十八条第二項、第五十九条第二項若しくは第六十一条の二第一項の確認又は第五十九条第三項の承認を受けようとする者

第四十三条の三の三十第一項若しくは第四十三条の二十六の二第一項の型式証明又は第四十三条の三の三十一第一項若しくは第四十一条の二十六の三第一項の指定を受けようとする者

第二十二条の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験又は第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者

五

項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十二条の二十六第四項及び第五十三条の二十六第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の三第三項、第二十八条第三項、第四十三条の三の十一第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項、第五十二条の六、第五十一条の八第三項、第五十二条の二十四の二第二項、第五十五条の二第三項、第五十八条第二項、第五十九条第二項若しくは第六十一条の二第一項の確認又は第五十九条第三項の承認を受けようとする者、第十四条の三の三十第一項若しくは第十四条の二十六の二第一項の型式証明又は第十三条の二十六の二第一項若しくは第四十四条の三の三十一第一項若しくは第四十五条の三の二十六の三第一項の指定を受けようとする者

四

証可を受けようとする者 第十二条の六第八項（第二十二条の八第三項、第二十三条の二第三項、第二十三条ま

六

いて同項の保持をしたとき  
第三十三条第二項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反したとき。  
第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けたとき。  
の二 第四十三条の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置したとき。  
の三 第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反したとき。  
の四 第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けたとき。

六

いて同項の保持をしたとき  
第三十三条第一項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反したとき。

—

第三条第一項の指定を受けないで製鍊の事業を行つたとき。

四受含

三十九条第一項の許可を受けないで試験用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を一体としての施設（原子力船を含む。）を受け、又は同条第二項の許可を受けたとき。  
第四十三条の三の五第一項の許可を受けたとき。  
第四十三条の三の二十第一項の規定に依り発電用原子炉を設置したとき。  
第四十三条の三の二十第二項の規定に依り発電用原子炉の運転の停止の命令に違反したとき。  
第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を一体としての施設を譲り受けたとき。

二

回項の保持をしたとき  
三十三条第二項の規定による試験研究用  
子炉の運転の停止の命令に違反したと  
三十九条第一項の許可を受けないで試験  
研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉  
む一体としての施設（原子力船を含む。）  
り受け、又は同条第二項の許可を受けな  
原子力船を譲り受けたとき。

七 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者  
八 原子力規制検査を受けようとする者  
九 前項の手数料は、国庫の収入とする。

六の五 第四十二条の四第一項の許可を受けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行つたとき。  
 七 第四十四条第一項の指定を受けないで再処理の事業を行つたとき。  
 七の二 第五十一条の二第一項の許可を受けないで廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行つたとき。  
 七の三 第五十一条の十九第一項の許可を受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けたとき。  
 八 第五十二条第一項の許可を受けないで核燃料物質を使用したとき。  
 九 第五十六条の規定による核燃料物質の使用の停止の命令に違反したとき。  
**第七十八条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 一 第六条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第三条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。  
 二 第十一条の二第二項、第二十一条の三第二項、第三十六条第二項、第四十三条の三の二十三第二項、第四十二第二項、第四十三第二項、第四十三第二項、第四十九第二項、第五十条の十九第二項、第四十九第二項、第五十二条第二項、第五十三条の十七第二項、第四十五条の四第二項、第五十九第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る）又は第六十条第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る）の規定による命令に違反したとき。  
 三 第十二条第一項、第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項又は第五十七条第一項の規定による命令に違反したとき。

**四の三 第十二条の二第三項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十四条第一項、第四十六条第一項、第五十二条第二項第一号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更したとき）** 第十二条の三第一項、第二十二条の七第一項、第四十三条の二第二項、第四十四条第一項、第五十二条第二項第一号、第三号又は第五号及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反したとき。  
**五 第十二条の三第一項、第二十二条の七第一項、第四十三条の二第二項、第四十四条第一項、第五十二条第二項第一号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更したとき）** 第十二条の三第一項、第二十二条の七第一項、第四十三条の二第二項、第四十四条第一項、第五十二条第二項第一号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更したとき。  
**五の二 第十二条の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止したとき** 第十二条の六第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。  
**五の三 第十二条の六第二項、第二十二条の八第二項、第五十条の四第一項、第五十二条の二第一項又は第五十七条の三第一項の規定に違反したとき** 第十二条の六第二項、第二十二条の八第二項、第五十条の四第一項、第五十二条の二第一項又は第五十七条の三第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**五の四 第十二条の六第七項（第十二条の八第二項、第五十条の五第二項、第五十二条の三第二項及び第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき** 第十二条の六第七項（第十二条の八第二項、第五十条の五第二項、第五十二条の三第二項及び第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**五の五 第十二条の七第二項、第二十二条の九第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十一条第二項又は第五十七条の六第二項の規定に違反したとき** 第十二条の七第二項、第二十二条の九第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十一条第二項又は第五十七条の六第二項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**五の六 第十二条の七第三項、第二十二条の九第二項、第五十二条の八第二項、第五十二条の三第三項、第四十三条の三の三第三項、第四十一条第二項又は第五十七条の六第二項の規定に違反したとき** 第十二条の七第三項、第二十二条の九第二項、第五十二条の八第二項、第五十二条の三第三項、第四十三条の三の三第三項、第四十一条第二項又は第五十七条の六第二項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

**六の二 第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十二条第二項第一号、第三号又は第五号から第十一号までに掲げる事項を変更したとき** 第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十二条第二項第一号、第三号又は第五号から第十一号までに掲げる事項を変更したとき。  
**六の三 第四十三条の三の八第一項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用したとき** 第四十三条の三の八第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。  
**六の四 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用したとき** 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。  
**六の五 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反したとき** 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。  
**六の六 第四十三条の三の三十二第二項又は第十四第二項又は第五十七条の三第一項の規定に違反したとき** 第四十三条の三の三十二第二項又は第十四第二項又は第五十七条の三第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。  
**六の七 第四十三条の三の三十二第二項又は第十四第二項又は第五十七条の三第一項の規定に違反して加工の事業を廃止したとき** 第四十三条の三の三十二第二項又は第十四第二項又は第五十七条の三第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

**六の八 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき** 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**六の九 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき** 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**六の十 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき** 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**六の十一 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき** 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**六の十二 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき** 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**六の十三 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき** 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**六の十四 第四十三条の七第一項の規定による許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第十四十三条の四第二項第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したとき** 第四十三条の七第一項の規定による許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第十四十三条の四第二項第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したとき。  
**六の十五 第四十三条の九第三項の規定に違反して使用済燃料貯蔵施設を使用したとき** 第四十三条の九第三項の規定に違反して、使用済燃料貯蔵施設を使用したとき。  
**六の十六 第四十三条の二十二第一項の規定に違反したとき** 第四十三条の二十二第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**六の十七 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第十四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更したとき** 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第十四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更したとき。  
**六の十八 第四十六条第三項の規定に違反して再処理の事業を廃止したとき** 第四十六条第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。  
**六の十九 第五十五条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けないで第五十五条の二第二項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更したとき** 第五十五条の二第二項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更したとき。





第八十六条	前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。
2	取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。
3	検察官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に關し、必要な措置を講じなければならぬ。
第八十七条	担保金は、主務大臣が保管する。
2	担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に頭出せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。
3	前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。
4	担保金は、事件に関する手続が終結した場合は、返還する。 (主務省令への委任)
第八十八条	前三条の規定の実施のため必要な手続その他他の事項は、主務省令で定める。
(施行期日)	(主務大臣等)
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十一条第一項及び第四项並びに第七十五条第五号及び第六号の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
第三条	この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置している原子炉施設については、第二

1	この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第五十二条、第五十三条、第五十五条及び第七十八条第七号の改正規定は、公布の日から施行する。
2	この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という)第六十七条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。
3	この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
4	この法律の施行の際現に管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
5	この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又是裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正前の規定による出訴期間がこの法律による改正後の規定による出訴期間より短い場合に限る。

1	この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十二条第九号に掲げる事項の変更されたもの及び附則第四条第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者で第五十二条第一項の許可を受けたもの(除く)が、総理府令で定めるところにより、その際所有する核燃料物質を原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に譲り渡し、又はこれらの者がその核燃料物質を譲り受けける場合には、第六十一条の規定は、適用しない。
2	この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
3	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
4	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
5	この法律は、昭和三十九年七月一日法律第一〇号(抄)抄

1	この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十二条第九号に掲げる事項の変更されたもの及び附則第四条第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用することができる者で第五十二条第一項の許可を受けたもの(除く)が、総理府令で定めるところにより、その際所有する核燃料物質を原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に譲り渡し、又はこれらの者がその核燃料物質を譲り受けける場合には、第六十一条の規定は、適用しない。
2	この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にこの法律の規定による改正前の規制法第二十六条第一項(同法第二十三条第二項第九号に係る部分をいう)の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3	この法律は、昭和三十九年七月一日法律第一〇号(抄)抄
4	この法律は、昭和三十九年七月一日法律第七三号(抄)
5	この法律は、昭和三九年七月一日法律第一〇号(抄)

1	この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2	この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
3	この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
4	この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
5	この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。





び第六項」に改める部分に限る。)、第六十二条の二十四、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十四条の改正規定(第六十五条第一項の改正規定(「製錬事業者、加工事業者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分、「外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣」を削る部分及び「又は運輸大臣」の下に、「外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣」を加える部分に限る。)、同条第二項及び第三項の改正規定、第六十六条の改正規定(同条第一項中「及び核原料物質使用者」を「及び国際特定活動実施者並びにこれらの者」に改める部分を除く。)、第六十七条第一項の改正規定(「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分に限る。)、同条第二項及び第六十七条の二の改正規定(「及び同条第六十八条第一項の改正規定(「及び同条第五項」を「同条第五項及び第六項」に改める部分、「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分及び「若しくは同条第五項」を「若しくは同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定、同条第六項の改正規定(「及び同条第五項」を「又は同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る。)、第六十九条の改正規定(同条第二項中「第六十一条の二十二」の下に、「第六十二条の二十三の十六」を加える部分を除く。)、第七十二条の改正規定(同条第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第七十五条第一項、第七十七条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十条第一号及び第二号、第八十二条及び第八十三条の改正規定並びに附則第三条の規定(公布の日から起算して一年を経過した日)二 附則第四条の規定(経過措置)

**第二条** この法律の施行の際現にこの法律による規制に関する法律(以下「新法」という。)第二条第十一項の国際特定活動を行つてゐる者についての新法第六十一条の九の二第一項の規定の適用については、同項中「国際特定活動を開

始した日」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)の施行の日」とする。

**第三条** 附則第一条第一号に定める日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の施行の日以後である場合には、第六十七条の二の改正規定中「第六十七条の二第一項」とあるのは、「第六十七条の三第一項」とする。

**2** 附則第一条第一号に定める日が民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第一百五十一号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間は、新法第四十三条の六第三号中「成年被後見人」とあるのは、「禁治產者」とす

### 附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中地方自治法第二百五十五条の次に五

条、節名並びに二款及び款名を加える改正規

定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分

(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条たゞし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(国等の事務)

の法律による改正前のそれぞれの法律の施行前に規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

この法律の施行前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てに對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならないものとみなして、この法律による改正後の法律の規定を適用する。

この法律による改正前のそれぞれの法律の施行前に規定するものとみなして、当該処分

の事務として處理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第一百六十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に

ある行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

**第一百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十四条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

**第一百六十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に

関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

**第一百六十六条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百六十七条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百六十八条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百六十九条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百七十条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百七十一条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百七十二条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百七十三条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百七十四条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百七十五条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百七十六条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百七十七条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百七十八条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百七十九条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百八十条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百八十二条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百八十三条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百八十四条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百八十五条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百八十六条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百八十七条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百八十八条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百八十九条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百九十条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百九十二条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百九十三条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百九十四条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百九十五条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百九十六条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百九十七条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百九十八条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第一百九十九条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百一十条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百一十二条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百一十三条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百一十四条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百一十五条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百一十六条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百一十七条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百一十八条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百一十九条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百二十条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百二十二条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百二十三条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百二十四条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百二十五条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百二十六条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百二十七条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百二十八条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百二十九条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百三十条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百三十一条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百三十二条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百三十三条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百三十四条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百三十五条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百三十六条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。

(罰則に関する経過措置)

**第二百三十七条** この附則に規定するものと同様に別段の定めがあるものとす

る。



前に、経済産業大臣に提出しなければならない。

前条の規定の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十四条の四第三項の規定による承認についてされている申請については、新原子炉等規制法第四十四条の四第一項の規定による許可についてされた申請とみなす。

#### 附 則（平成一七年五月二〇日法律第四号）抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」という。）第三十一条第一項の規定による届出をした者（この法律の施行前に旧法第六十五条第一項又は第三項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該届出に係る原子炉の廃止に係るこの法律による改定後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）

第四十三条の三の二第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣にその認可の申請をすることができる。）

第三十一条第一項の規定により准用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者（うち旧法第二十二条の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について准用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者（うち旧法第四十三条の二十一第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について准用する新法第十二条の五第三項において準用する新法第五十条の五第三項において准用する新法第十二条の六第四項の規定は第一項に規定する者（うち旧法第五十条の二第一項の規定による届出をした者に係る前項の認可について准用する新法第十二条の五第二項の規定により受けた認可又は第五十条の五第二項の規定により受けた認可とみなす。）

##### （施行期日）

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### （経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### （施行期日）

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### （経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

##### （施行期日）

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年

項の規定による届出をした者を除く。）が行う当該届出に係る加工施設、使用済燃料貯蔵施設又は再処理施設に係る加工、使用済燃料の貯蔵又は再処理の事業の廃止に係る新法第二十二条の八第一項、第四十三条の二十七第一項又は第八第一項、第四十三条の二十七第一項又は第五十条の五第一項に規定する廃止措置に相当する行為については、この法律の施行の日から六十日間（次項の規定による認可を申請した場合に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣にその申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、な

どお従前の例による。

前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、経済産業省令で定めるところにより、それぞれ新法第二十二条の八第二項、第四

十三条の二十七第二項又は第五十条の五第二項に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣にその認可の申請をすることができる。

前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、経済産業省令で定めるところにより、新法第十二条の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。

前項の規定により受けた認可は、新法第五十七条の六第一項に規定する廃止措置に

相当する行為については、この法律の施行の日から六月間（次項の規定による認可を申請した場合に規定する廃止措置計画を定め、経済産業大臣にその申請について認可があつた旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間）は、な

どお従前の例による。

前項に規定する者は、この法律の施行の日から六月間は、文部科学省令で定めるところによ

り、新法第五十七条の六第二項に規定する廃止措置計画を定め、文部科学大臣にその認可の申請をすることができる。

新法第五十七条の六第三項において準用する新法第十二条の六第四項の規定は、前項の認可について準用する。

第二項の規定により受けた認可は、新法第五十七条の六第二項の規定により受けた認可とみなす。

前項の規定により受けた認可は、新法第五十七条の六第二項の規定により受けた認可とみなす。

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年五月一一日法律第三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一三日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一三日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）



てしたもの又は同節の規定若しくはこれに基づく命令の相当規定により試験研究用等原子炉設置者がしたものとみなす。

**第二十二条** 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定によりされる、許可又は第四号旧規制法第三十一条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二第二項、同条第三項において準用する第四号旧規制法第十二条の六第三項、第四号旧規制法第四十三条の三の三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定によりされている認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原子炉設置者に係るものは、それぞれ第四号新規制法第四十三条の五第一項若しくは第四十三条の二第一項の規定によりされた許可又は第四号新規制法第四十三条の三の十八第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の三の三十二第二項同条第六第三項において準用する第四号旧規制法第十二条の六第三項、第四号新規制法第四十三条の三の三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号新規制法第十二条の七第四項の規定によりされた許可又は第四号新規制法第四十三条の三の十八第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の三の三十二第二項同条第六第三項において準用する第四号新規制法第十二条の六第三項、第四号新規制法第十二条の七第四項若しくは同条第四項において準用する第四号新規制法第十二条の七第四項の規定による認可についてされた申請とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による認可又は第四号旧規制法第三十一項、第四十三条の三の三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定によりされた認可とみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による認可又は第四号旧規制法第三十一項、第四十三条の三の三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定によりされた認可とみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による認可（旧発電用原子炉に係るものに限る。）の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該申請に係る旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

5 原子力規制委員会は、第一項に規定する者が同項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該届出又は命令に係る新発電用原子炉（第四号新規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）の運転を命ずることができる。

6 第四号新規制法第六十九条及び第七十一条第五項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧発電用原子炉を設置している者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第十二条の七第四項の規定による認可についてされた申請とみなす。

第二十四条 附則第一条第五号に掲げる規定の施

行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定

によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定

の施行の際現に同項の規定によりされている変

更の許可の申請（これららの変更が第四号新規制

法第四十三条の三の人第四項の原子力規制委員

会規則で定める変更のみに該当する場合を除

く。）は、同号に掲げる規定の施行後は、それ

ぞれ第四号新規制法第四十三条の三の八第一項

の規定によりされた変更の許可又は変更の許可

の申請とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第

四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりさ

れた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の

際現に同項の規定によりされている変更の許可

の申請（これらの変更が第四号新規制法第四十

三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で

定める変更のみに該当する場合に限る。）は、

当該変更の許可にあつては同号に掲げる規定

の施行後は第四号新規制法第四十三条の三の八第

四項の規定によりされた届出であつてその届出

が受理された日から三十日を経過したものとみ

なし、当該変更の許可の申請があつては同号に

掲げる規定の施行の日において同項の規定によ

りされた届出とみなす。

第二十五条 附則第二十二条第一項の規定により

第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の規

定によりされた許可とみなされた第四号旧規制

法第二十三条第一項の規定による許可に係る旧

発電用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げ

る規定の施行の際現に設置されているもの（次

項において「既設発電用原子炉」という。）に

対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一

第一項（附則第一条第五号に掲げる規定の施行

後においては、第五号新規制法第四十三条の三

の三十二第一項。以下この項において同じ。）

の規定の適用については、第四号新規制法第四

十三条の三の三十一第一項中「第四十三条の三

の十一第一項」とあるのは、「原子力規制委員

会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則

のうち、附則第一条第四号に掲げる規定の施行

の日において、その設置の工事について最初に

の罰刑を科する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人そ

の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し

て前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰

するほか、その法人又は人に對しても、前二項

の罰刑を科する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人そ

の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し

て前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰

するほか、その法人又は人に對しても、前二項

の罰刑を科する。

第二十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施

行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規

定によりされた許可とみなされた第四号新規制

法又はこれに基づく命令の規定によりされた許

可の申請、届出その他の行為とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現

に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規

定によりされた許可とみなされた第四号新規制

法又はこれに基づく命令の規定によりされた許

可の申請、届出その他の行為とみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第

四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によ

り報告、届出、提出その他の手続をしなければ

ならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日

前にその手続がされていないものについては、

法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲

げる規定の施行後は、これを、第四号新規制法

又はこれに基づく命令の相当規定によりその手

續がされたものとみなす。



る罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第八十七条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

**第九十七条** 附則第十七条及び第十八条の規定による改正後の規定については、その施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成二十五年一月二二日法律第

八二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正による改正前の

施行する。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正による改正前の

施行する。

施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する罰則の適用については、(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十四条** 行政官の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政官の処分その他の行為又は不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第五条** 行政官の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政官の処分その他の行為又は不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政官の裁決、決定その他の行為は、施行日以後は、同条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知がした検査、確認、審査その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、同条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知がした検査、確認、審査その他の処分又は通知その他の行為は、施行日以後は、同条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定により機構がした検査、確認、審査その他の処分又は通知がした検査、確認、審査その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

(訴訟に関する経過措置)

**第七条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第三条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第四条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第五条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第六条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第七条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第八条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第九条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第十条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第十二条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第十三条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第十四条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第十五条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第十六条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第十七条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第十八条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第十九条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二十条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二十一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第二十二条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

しくは第五十二条の二第一項の許可を受けている者又は第四号旧原子炉等規制法第五十二条の五第三項及び第四項及び第五项を削る改正規

定する。

**第五十二条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、(罰則に関する経過措置)

第五十二条の三第一項、第二十九条第三項を削る。

**第五十三条** 第二十九条第三項を削る。

**第五十四条** 第二十九条第三項を削る。

**第五十五条** 第二十九条第三項を削る。

**第五十六条** 第二十九条第三項を削る。

**第五十七条** 第二十九条第三項を削る。

**第五十八条** 第二十九条第三項を削る。

**第五十九条** 第二十九条第三項を削る。

**第六十条** 第二十九条第三項を削る。

**第六十一条** 第二十九条第三項を削る。

**第六十二条** 第二十九条第三項を削る。

**第六十三条** 第二十九条第三項を削る。

**第六十四条** 第二十九条第三項を削る。

**第六十五条** 第二十九条第三項を削る。

**第六十六条** 第二十九条第三項を削る。

**第六十七条** 第二十九条第三項を削る。

**第六十八条** 第二十九条第三項を削る。

**第六十九条** 第二十九条第三項を削る。

**第七十条** 第二十九条第三項を削る。

**第七十一条** 第二十九条第三項を削る。

**第七十二条** 第二十九条第三項を削る。

**第七十三条** 第二十九条第三項を削る。

**第七十四条** 第二十九条第三項を削る。

**第七十五条** 第二十九条第三項を削る。

**第七十六条** 第二十九条第三項を削る。

**第七十七条** 第二十九条第三項を削る。

**第七十八条** 第二十九条第三項を削る。

**第七十九条** 第二十九条第三項を削る。

**第八十条** 第二十九条第三項を削る。

**第八十一条** 第二十九条第三項を削る。

**第八十二条** 第二十九条第三項を削る。

**第八十三条** 第二十九条第三項を削る。

**第八十四条** 第二十九条第三項を削る。

の例による。

。

よりされている許可又は旧原子炉等規制法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の九第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の七第一項若しくは第二項の規定によりされている認可は、それぞれ第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新原子炉等規制法」という。）第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされた指定、新原子炉等規制法第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の四第一項、第五十五条第一項若しくは第五十二条第一項の規定によりされた許可又は新原子炉等規制法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の九第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十五条の七第一項若しくは第二項の規定によりされた認可とみなす。）

**第四条** この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第三条第一項の指定を受けている者（第四項において「旧製錬事業者」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月以内に、当該指定に係る事業に係る新原子炉等規制法第三条第二項第五号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が新原子炉等規制法第四条第三号に掲げる基準に適合しないと認めるとときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

3 新原子炉等規制法第七十一条第六項の規定は、第一項後段の規定による命令をする場合について準用する。

4 原子力規制委員会は、旧製錬事業者が第一項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、新原子炉等規制法第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

**第五条** 前条の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第十三条第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「第三条第二項第五号」とあるのは「第十三条第二項第七号」と、「第四条第三号」とあるのは「第十四条第四号」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第二十三条第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「事業に」とあるのは「試験研究用等原子炉に」と、「第三条第二項第五号」とあるのは「第二十三条第二項第九号」と、「第四条第三号」とあるのは「第二十四条第一項第四号」と、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣（船舶に設置する原子炉に係る場合は、文部科学大臣及び国土交通大臣）」と、同条第三項中「第七十一条第六項」とあるのは「第七十一条第五項」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、「事業の」とあるのは「当該届出若しくは命令に係る試験研究用等原子炉の運転の」と、同条第五項中「第七十一条第六項」とあるのは「第七十一条第五項」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「事業に」とあるのは「発電用原子炉に」と、「第三条第二項第五号」とあるのは「第四十三条の三の五第二項第十一号」と、「第四条第三号」とあるのは「第四十三条の三の六第一項第五号」と、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」試験研究の用に供する原子炉に係る場合については、文部科学大臣及び経済産業大臣」と、同条第三項中「第七十一条第六項」とあるのは「第七十一条第五項」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第四十三条の三の五第一項」と、「事業の」とあるのは「當該届出若しくは命令に係る発電用原子炉の運転の」と、同条第五項中「第七十一条第六項」とあるのは「第七十一条第五項」と読み替えるものとする。

5 前条の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十三条の四第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「第三条第二項第五号」とあるのは「第四十三条の四第二項第七号」と、「第四条第三号」とあるのは「第四十三条の五第一項第四号」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第四十三条の四第一項」と読み替えるものとする。

6 前条の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「第三条第二項第五号」とあるのは「第四十四条第二項第九号」と、「第四条第三号」とあるのは「第四十四条の二第一項第五号」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

7 前条の規定は、この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第五十一条の二第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「第三条第二項第五号」とあるのは「第四十四条第二項第九号」と、「第四条第三号」とあるのは「第四十五条の二第三項第七号」と、「第四条第三号」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第五十五条の二第一項」と読み替えるものとする。

前条第一項、第四項及び第五項の規定は、二条第一項の許可を受けている者について準用する。この場合において、前条第一項中「事業に」とあるのは「核燃料物質の使用に」と、「第三条第二項第五号」とあるのは「第五十二条第一項第十号」と、「第四条第三号」とあるのは「第五十三条第四号」と、同条第四項中「第三条第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と、「事業の」とあるのは「核燃料物質の使用の」と、同条第五項中「第六十九条及び第七十一条第六項」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

第六条 この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定による指定若しくは旧原子炉等規制法第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項若しくは第五十二条第一項の規定による許可についてされている申請（旧原子炉等規制法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の七第一項若しくは第二項の規定による認可についてされており、それぞれ新原子炉等規制法第三条第一項若しくは第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可についてされており、新原子炉等規制法第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項若しくは第五十二条第一項の規定による許可についてされた申請、新原子炉等規制法第十六条の二第一項若しくは第二項、第七十条第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の七第一項若しくは第二項の規定による認可についてされた申請又は新原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可についてされた申請とみなす。

この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の七第一項若しくは第二項の規定による認可についてされた申請又は新原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可についてされた申請とみなす。

十五条の二第三項の規定による確認を受けた施設とみなす。

この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第四十六条の二第一項若しくは第四項若しくは第四項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五条の三第一項の規定による検査に合格している溶接（第一項の規定によりなお従前の例により行われる検査に合格したものとみなす。）に係る施設は、それぞれ新原子炉等規制法第十六条の三第三項、第二十八条の三第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条の二第一項、第五十一条の八第三項又は第五十五条の二第三項の規定による確認を受けた施設（溶接に係る部分に限る。）とみなす。

この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十三条の三の十二第一項又は第四項の規定による検査に合格している燃料体（第一項の規定によりなお従前の例により行われる検査に合格したものとみなす。）は、新原子炉等規制法第十四条の三の十一第三項の規定による確認を受けた施設（燃料体に係る部分に限る。）とみなす。

この法律の施行前に旧原子炉等規制法第四十三条の三の十三第一項の規定によりされ、この法律の施行後は、新原子炉等規制法第四十三条の三の十一第三項の規定による確認を受けた施設（溶接に係る部分に限る。）の結果の記録及びその保存とみなす。

この法律の施行の際現に設置されている発電用原子炉（次項に規定する平成二十四年既設発電用原子炉を除く。）についての新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項の規定の適用については、同項中「当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「当該発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定による改正前の第四十三条の二第一項の検査に合格した」とする。

平成二十四年既設発電用原子炉（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第一項に規定する既設発電用原

子炉であつてこの法律の施行の際現に設置されているものをいう。)についての新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項の規定の適用については、同項中「当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「当該発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十九条第一項の検査に合格した」とする。

この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項の規定によりされている認可是、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項の規定によりされた認可とみなす。

**第十条** この法律の施行の際現に旧原子炉等規制法第十二条第一項、第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十四条の二十第一項、第五十条第一項、第五十五条の十八第一項又は第五十七条第一項の規定による認可を受けている保安規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までは、それぞれ新原子炉等規制法第十二条第一項、第二十二条第一項、第三十七条第二項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十四条の二十一第一項、第五十条第一項、第五十五条の十八第一項又は第五十七条第一項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。

一 施行日から起算して六月以内に新原子炉等規制法第十二条第一項後段、第二十二条第一項後段、第三十七条第一項後段、第四十三条の三の二十四第一項後段、第四十三条の三の二十四第一項後段、第四十三条の二十一第一項後段、第五十条第一項後段、第五十五条の十八第一項後段又は第五十七条第一項後段の規定による変更の認可の申請をした場合、これらの規定による認可又は認可の拒否のあつた日

二 前号に掲げる場合以外の場合 施行日から起算して六月を経過する日

**第十一条** 附則第四条第四項(附則第五条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によると命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

る命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。  
**第十四条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした处分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。  
**（罰則に関する経過措置）**  
**第十五条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**（政令への委任）**  
**第十六条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
**（原子力規制委員会による準備）**  
**第十七条** 原子力規制委員会は、新原子炉等規制法第二条第十一項に規定する原子力規制検査の円滑な実施を確保するため、検査に係る体制の整備、職員の能力の向上を図るための研修の実施その他必要な準備を行うものとする。  
**（検討）**  
**第十八条** 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
**附 则（令和元年六月一四日法律第三七号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正

規定に限る。）、第八十五条、第一百一条、第七百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律）第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律）第二十五条第六号の改正規定に限る。）、及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定（公布の日）

（行政庁の行為等に関する経過措置）

**第二条** この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次各條項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第七条** 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

**附 則（令和三年六月二日法律第五十三条）**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

二 この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正す

附 則 (令和三年六月二日法律第五三)  
行期日  
この法律は、公布の日から起算して二月  
三十一の範囲内において政令で定める日から  
する。  
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八)  
号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日  
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

2 この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正す

する法律(平成九年法律第八十号)の施行の日前である場合には、第四百二十四条第一号中「第七十六条の二第一項及び」とあるのは、「及び」とする。

前項の場合において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十四章中第七十七条の前に「一条を加える改正規定中「懲役」とあるのは、「拘禁刑」とする。

附 則 (令和五年六月七日法律第四四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定(原子力基本法第六章に一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第十三条、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定

二 第二条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第七十八条第二十五号の二の改正規定(「の規定」を「第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。」の規定)に改める部分に限る。)公布の日から起算して十日を経過した日

三 附則第四条から第六条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条電気事業法目次の改正規定

二十七条の二十九」を「第二十七条の二十九の六」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第五節に五条を加える改正規定、同法第五十四条の改正規定、同法第一百六条の改正規定、同法第一百二十条第一号の改正規定並びに同法第一百二十二条第一号及び第三号の改正規定、第二条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く。次条第一項及び附則第三条において同じ。)並びに第五条の規定(原子力基本法第六章に一条を加える改正規定に限る。)並びに次条並びに附則第三条、第十八条第二項及び第三項、第二十条(地方税法(昭和二十五年法律第三百二

附則抄（令和五年六月七日法律第四四二号）

及ひ」とする。  
3 前項の場合において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十四章中第七十七条の前に一条を加える改正規定中「懲役」とあらわるのは、「拘禁刑」とする。

する法律（平成九年法律第八十号）の施行の日前である場合には、第四百二十四条第一号中「第七十六条の二第一項及び」とあるのは、

十六号) 附則第九条第二十一項の改正規定に  
限る。、第二十二条並びに第二十二条の規  
定 公布の日から起算して二年を超えない範  
囲内において政令で定める日

(原子炉等規制法の一部改正に伴う経過措置)  
**第三条** 平成二十四年既設発電用原子炉(原子力  
規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七  
号)附則第二十五条第一項に規定する既設発電  
用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規  
定の施行の際現に設置されているものをいう。  
次条及び附則第五条第一項において同じ。)に  
ついての第二条の規定による改正後の原子炉等  
規制法(以下「新原子炉等規制法」という。)  
第四十三条の三の三十二第二項の規定の適用に  
ついては、同項中「発電用原子炉について最初  
に第四十三条の三の十一(第三項の確認を受け  
た)」とあるのは、「発電用原子炉の設置の工事  
について最初に原子力規制委員会設置法(平成  
二十四年法律第四十七号)附則第四十一条の規  
定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法  
律第八百七十号)第四十九条第一項の検査に合格  
した」とする。

**第四条** 第四号施行日前に平成二十四年既設発電  
用原子炉(その設置の工事について最初に原子炉  
規制委員会設置法附則第四十一条の規定によ  
る改正前の電気事業法第四十九条第一項の検査  
に合格した日(次項において「運転開始日」と  
いう。)から起算して三十年を経過しているもの  
に限る。)を運転している者であつて、第四号  
施行日において引き続き当該平成二十四年既  
設発電用原子炉を運転しようとするものは、第  
四号施行日の前日までに、新原子炉等規制法第  
四十三条の三の三十一第一項、第二項、第五項  
及び第六項の規定の例により、長期施設管理計  
画(同条第一項に規定する長期施設管理計画を  
いう。以下同じ。)を定め、原子力規制委員会  
の認可を受けなければならない。この場合にお  
いて、当該認可は、第四号施行日において同条  
第一項の認可とみなす。

前項の規定により認可を受けなければならな  
い長期施設管理計画の期間は、次の各号に掲げ  
る平成二十四年既設発電用原子炉の区分に応  
じ、第四号施行日から当該各号に定める日まで  
の期間とする。

一 次号及び第三号に掲げるものの以外のもの  
運転開始日から起算して四十年を経過する日  
二 第四号施行日において運転開始日から起算  
して四十年を超えて運転しようとするもの  
の期間とする。

(次号に掲げるものを除く。) 運転開始日から算して五十年を経過する日

三 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの

運転開始日から起算して六十年を経過する日

第一項の認可を受けた長期施設管理計画(附則第六条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間が一年以内である場合には、当該长期施設管理計画の期間を超えてその平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項、第三項前段、第五項及び第六項の規定の例により、当該期間を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における長期施設管理計画の認可を受けることができる。この場合において、当該認可是、第四号施行日において同条第三項前段の認可とみなす。

4 前項の認可の申請は、第四号施行日の前日までに間に当該申請に対する処分がされなかつたときは、第四号施行日において新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第三項前段の認可の申請とみなす。

5 原子力規制委員会は、第一項又は第三項の認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣に通知するものとする。

6 第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第五条 平成二十四年既設発電用原子炉(前条第一項に規定するものを除く。)について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第十四条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項」と読み替えるものとする。

前条第四項から第六項までの規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第一項」と読み替えるものとする。

第六条 附則第四条第一項若しくは第三項又は前項第一項の認可を受けた者であつて、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力

規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするものは、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、当該長期施設管理計画の変更の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第四項の認可とみなす。

**附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた長期施設管理計画について、前項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をした者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第七項の規定の例により、その旨を原子力規制委員会に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日において同項の規定による届出とみなす。**

**附則第四条第四項から第六項までの規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第四項」と読み替えるものとする。**

**(罰則に関する経過措置)**

**第十七条** この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(検討)**

**第十八条** 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年以内に、新原子炉等規制法の施行の状況、原子力規制委員会による発電用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び審査体制の充実を含めた発電用原子炉施設(原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。)の安全の確保のための規制の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**(調整規定)**

**第二十二条** 第四号施行日が原子炉等規制法一部改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第二条のうち原子炉等規制法第八十条の改正規定中「第十一号」とあるのは、「第十二号」と、「同条第十二号」とあるのは、「同条第十三号から第十号までの規定」とする。

(政令への委任)

**第二十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

## 附 則 (令和五年六月七日法律第四七号) 抄

**第一条** この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。